

令和元年度（2019年度） 第3回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 令和2年（2020年）2月21日（金） 14時半～

会場 熊本市役所別館自転車駐車場8階会議室

出席者 相藤委員、秋成委員、秋吉委員、飯田委員、岩崎委員、勝本委員、清田委員、後藤加菜委員、後藤純子委員、里委員、田尻委員、谷口委員、多門委員、永井委員、西委員、平川委員、平田委員、松村委員、森下委員、山田勝久委員、山田浩三委員、山田美輝委員

欠席者 大島委員、園田委員、中島委員、野口委員、本田委員

配布資料・次第

- ・席次表
 - ・令和2年度熊本市障がい者自立支援協議会 日程
 - ・資料1 熊本市手話言語条例の制定について
 - ・資料2 熊本市児童発達支援センター等機能強化事業活動報告
 - ・資料3 部会報告資料
 - ・資料4 相談支援機能強化員会議報告
 - ・資料5 障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧
- 就労フェアのチラシ
- 熊本県自閉スペクトラム症協会のリーフレット一式
- くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」のリーフレット

進行	1 開 会 ただ今から、令和元年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を開会いたします。本日は、大島委員、園田委員、中島委員、野口委員、本田委員より欠席のご連絡をいただいております。それではさっそく、協議会の議事に移らせていただきます。これからの進行は、相藤会長にお願いいたします。
議長	皆さん改めましてこんにちは。それでは、議事（1）新たな取り組み等の概要紹介、報告についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局	熊本市手話言語条例の最終案についてご説明します。資料の一番最後に条例の概要版の図を載せておりますので、そちらの方でご説明させていただきます。 障がい者に対するコミュニケーション手段の一つとして点字や手書き文字があるのに対して、手話については言語であると障害者権利条約や障害者基本法において位置づけられています。この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策の推進に必要な基本的な事項を定めることにより、全ての市民が障がいの有無に関わらず相互に安心して暮らすことができる共生社会を実現するために制定するものです。条例の構成といたしましては、全8条で構成しています。 第1条の「目的」では、手話が言語であることを市民が認識すること、そして、ろう者が手話を使用して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを明記しています。第3条の「基本理念」では、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことを位置づけています。 第4条以降については、「市としての責務」として手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、「市民と事業所の役割」として手話への理解を深めることや、市が推進する施策に対して協力すること、さらに「事業者の役割」として、ろう者が利用しやすいサービスに心掛けることやろう者が働きやすい環境を整えるなどの配慮を行うことを定めております。 第7条では、本市が手話に関する施策を実施するための「施策の推進」について、6つの施策を定めております。施策の推進にあたっては、条例制定後の来年度中に具体的な方針を策定することにしており、ろう者や関係団体等の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。また、施策の実施状況の検証についても同様にろう者や関係団体等の意見を聞きながら進めていきます。 6つの施策について想定される具体的な取り組みについては、参考として資料の裏面に例を明記していますが、関係者の皆さんと意見交換を行う中でそれ以外の取り組みも出てくるかと思います。 条例については、12月下旬から1ヶ月間パブリックコメントの募集を行いました。その結果、25件のご意見をいただいております。可能な範囲で条例への反映を行っております。現在、議会に条例案を提出しており、令和2年4月1日から施行される予定です。説明については以上です。
議長	熊本市手話言語条例の制定についてお聞きになりたい事やご意見はございませんか。よろしいでしょうか。では皆さんに承知頂いたという事でよろしいでしょうか。
多門委員	熊本市手話言語条例についての説明がありましたが、それについての承認

	はいらないのでしょうか。熊本市は障がい者自立支援協議会に諮りましたという言葉が必ず出るんですよ。あなたは、承認を取っていないものを進めま すと言いますが、誰も承認の可否を意思表示してないんですよ。議長ならは っきりしてください。市役所はこれで会議にかけましたと言って先に進むん ですよ。それでは、委員の役目が果たせません。
事務局	今、多門委員からのお話ですけど、今の議事はあくまで報告でございます。報告する目的は、委員の皆様にご覧になって、ご意見を聞くという意 図でございます。私どもはこれを受けて、障がい者自立支援協議会の承認 を得たとか、そういう事を対外的に説明するものではございません。ただ、 ご意見は聴かせていただきましたという形で説明をいたします。あくまでこ れは報告の案件でございますので、承認の形をとる必要があるとは考えてい ないということでございます。
議長	じゃあ、よろしいのでしょうか。次に進めさせていただきます。次に熊本市児童発達 支援センター等機能強化事業活動報告について、事務局及び山田委員から説明を お願いします。
事務局	資料2をご覧ください。児童発達支援センターを拠点とした地域の障がい 児の療育支援体制を確保するため、今年度から児童発達支援センター等機能 強化事業をスタートしています。この事業では、センターに機能強化員を1 名配置し、療育機関の連携強化を図り、地域の療育支援の質の向上を目指し ていくものです。 今年度は、3か所ある児童発達支援センターのうち済生会なでしこ園に南区 での事業を実施していただきましたので、済生会なでしこ園の山田委員から 今年度の活動報告を行っていただきます。
山田美輝委 員	済生会なでしこ園、山田美輝です。機能強化事業が今年度始まりまして最 初にご挨拶をさせて頂いたかと思います。今年度1年間こういった取り組み をして、どんな課題があがって、次年度に向けてこういったことを計画して いるかというご報告をさせていただきます。よろしくお願いします。 機能強化事業については先程説明があったように、まずは南区から始まっ ています。圏域の療育機能の重層的な連携を図ることを目的としています。 機能強化事業の3つの役割ですが、巡回訪問をまず1つあげています。2つ 目に障がい児等療育支援事業、3つ目に療育に関する研修会の実施が3つの テーマになっています。まず巡回訪問は5月～12月にかけて延べ59回訪 問させていただきました。対象は南区の児童発達支援及び放課後等デイサー ビス事業所29件になります。内容ですが、児童発達支援や放課後等デイサ ービスは、ガイドラインに基づいた支援を行うという事が、まず基本にあり ますので、支援計画を拝見しながら、ガイドラインの理解や運用、支援計画

の確認と助言をさせていただきました。また、事業所からのご要望などをお聞きする中で連携や研修の要望等の把握をさせて頂いています。今度地域支援や連携の方向性を検討することを基本としています。障がい児等療育支援事業に関しては、今月までで39件あがっています。地域における障がい児や、障がいの疑いのあるお子さんに対してまた保護者に対して相談支援を行いました。熊本市の相談機関から、次の相談支援事業所や児童発達支援などに、情報提供を受けたもののなかなか繋がらないままいらっしゃるご家族に対して支援しました。どうしてもこの辺り是不透明なことが多くて、今後の課題に残っているかなと思います。3つ目の療育に関する研修に関しては、12月に「育ちを支える生活の工夫」と題しまして、ガイドラインに基づいた環境設定等の支援に関して、お話をさせて頂いています。事業所で直接支援される方や相談支援専門員の方々が61名参加されました。その他、障がい者自立支援協議会等の会議に参加させて頂いています。今後の課題に対する取り組みにつながるものですが、まず課題として挙げられているものが、ガイドラインの理解と運用です。ガイドラインに載っているアセスメントに関しても、アセスメントの言葉の理解がそれぞれに違ってどうしても客観的な分析ができていない状況があります。アセスメントを実施している所は34%でした。支援計画に関する課題では、ガイドラインの大きな3つの柱となる発達支援、家族支援、地域支援の3つの取組みはされていても、なかなか書面に残っていないという状況が大半です。支援計画の組織の中に、この3つの項目が全て記載されている事業所が28%です。この支援の中で身体拘束に関する説明も確認させて頂いて、記載をされている所が17%、身体拘束に関する理解はされているものの、こちらも書面に残されていないところが、多かったようです。次に連携です。連携に関しては事業所さんの関心はすごく高く、連携の中でも色々な方面からの課題があがっています。事業所間の連携に関しては、事業所を複数掛け持ちで利用される方も多いので、互いの支援内容の共有化が出来ていない事や、利用時間や頻度の偏りと併用利用というのがなかなかうまく成り立たないところもありました。それに関連して相談支援事業所の連携の部分では、複数利用の中でもお子さん自身を中心にした、支援の全体像の把握が難しいという事や、会議の日程調整がうまくいかないという現状があります。地域との連携に関しては、保育園や幼稚園、子ども園との地域連携を図る時に支えとなる保育所等訪問支援事業の、する側と受け入れる側の正しい理解が上手くできておらず機能していない部分がありました。放課後等デイサービスに対する学校間の対応の格差もあります。不登校児への対応を学校の代替機能として放課後等デイサービスが担っているところもありました。3つ目の専門性の確保です。職種の偏りが見

	られるために、連携の課題が見えています。看護師の配置が少ない事で医療的ケアが必要なお子さんの利用が難しい現状があります。アセスメントの偏りも見られます。対象児の偏りについては、主に発達障がいのお子さんが多く利用されていますが、二次障がいとして強度行動障害を持つお子さんの利用が難しいという現状があります。重症心身障がい児のお子さんの利用する場所が少ないという課題も残っています。今後の取り組みとして、今後は南区で定例会を開催することで、各事業所間の連携や、他を知ることで、ガイドラインの理解や運用に関する学びの場を作っていきたいと思っています。また、保育所等訪問支援を実施している事業所が少ない事もあって、相談の場がないという事もあるので、連絡会を開き、保育所等訪問支援に関する情報の共有や相談を通して支援を深めていきたいと思っています。専門性の確保ですけれども、当園で行っています研修会への参加を促す事や保育所等訪問支援の連絡会の中で、手引き等の確認を行っていきたいと思います。4つ目の課題ですけれども、障がい児等療育支援事業自体がなかなか広まっていけないところもあるので、広報周知の方法を見直していきたいと思います。相談日時を明確にするなどの対応、取り組み方を南区の方で検討したいと思います。また具体的な相談内容を相談機関の方へ報告することで、私以外の所でも、ここにある困っている方達への対応を見直していきたいと思います。最後に機能強化事業の展望なんですけども、今後他の区の方にも機能強化委員がいて、同じような立場の人がいる中で、拡大していけることが望ましいと思われます。そういった中での地域でのより質の高い支援体制が出来るのかなと想定しています。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告に対してなにか皆さんからご意見ありませんでしょうか。
平田委員	熊本市障がい者相談支援センター絆の平田と申します。 今の山田さんの報告を受けてというところなんですけど、南区で先行的に実施されたという事で、実はうちの事業所も大変お世話になりました。感想というか要望も含めてという事なんですけども、当初これが始まるという事になった時にご挨拶に行かせて頂いて、山田さんが事業所訪問する時に、うちの職員も帯同させて頂いて、色々な事業所と一緒に回らせていただきました。なぜそういう事をお願いしたかと言うと、障がい児への支援が不得手なところが正直あるというのが一つです。機能強化事業の報告があるという事で、熊本市障害者施策推進協議会の資料も拝見させて頂きました。障がい児の支給決定者数は平成 25 年が 663 人ご利用の方がいらっしゃったんですけども、平成 30 年が 2517 人と障がい児通所サービスの利用者が約 2 千人増えているという結果が出ておりました。障がい者の方は実際どうだったのかという

	ころからすると、平成 25 年が 5110 人、平成 30 年が 6065 人と伸び率は 1000 名程度なんですよ。障がい児の方が 2000 人程度増えているというところで、私も体感的に計画相談のご依頼があるのが、障がい児の方のご相談が多いなと思っていましたが、数字でみるとこんなに多かったかというのが、実感としてあります。そういうこともありまして、今年度山田さんの方に教えを請うたということがあるんですけど最終的には、各区で行われているネットワーク会議の中にも山田さんにもご協力いただいて研修会をさせていただきました。私が記憶する限りでは、今までで一番多くのご参加があったというところと、アンケートも取らせていただきましたが、こういう機会をぜひもっと多く設定して欲しいというご意見が多くありました。来年度からの構想も話されていましたが、個人的にはぜひこの児童発達支援センター等機能強化事業が各区で広がっていけばと切に希望しております。平成 18 年に障害者自立支援法が始まった時に目玉が 3 つくらいあったと思います。大きな目玉が 3 障がい一元化で身体、知的、精神という障がい種別を分けることなく、サービスを提供する制度に変わったと思います。平成 18 年度までは、私は宇城の方で相談支援事業をやらせて頂いていましたが、身体、知的、精神と委託の事業所がそれぞれ分かれていました。その当時、私は身体障がい者の方の相談しか受けていませんでした。3 障がい一元化になったことと、熊本市さんは、障がいを定めることなく相談を委託事業所で受けてくれということだったので、苦手にしているということは語弊があるかもしれませんが、知的障がいや精神障がいの方、今難病の方も含めて相談を受けるということをやって早 10 年くらい経ちます。今だに私は身体障がいを持つ方の支援を得意としていますし、今だに精神障がいの方のご相談があった時には、精神を母体としている相談支援事業所にご相談を差し上げたりしています。そういう観点からすると、児童の支援について誰がプロフェッショナルかという、相談支援事業所の中で、児童を専門にして委託の相談をやっているところは今ないじゃないかというふうに思います。そういう事から考えると、児童発達支援センター自体が今 3 か所しかないかと思うんですけど、これを 5 か所に増やしてということがもしあれば、こういう機能強化事業を広めていって頂きたいなと思います。南区のネットワーク会議をして相談支援事業所と児童系の事業所の連携がすごく取り易くなったなと思います。山田さんがいてくれて児童の方をまとめ上げると言ったら少し違うかもしれませんが、少し顔の見える付き合いされると、来年度から定例会をやって定期的に集まるんだという事をされると私たちも児童の事で、ご相談があると山田さんを起点にして相談ができることもあるかと思いますので、是非事業が広がってほしいなと思います。
--	---

議長	ありがとうございました。一応要望、感想ということでよろしいでしょうか。今平田さんからありました。3ヵ所のセンターを出来れば5か所に各区に作って欲しいというご意見もございましたので、是非事務局でもご検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。
事務局	現在、南区でやっていただいております、非常に上手くいっているんだなと感じておるんですが、これを出来ましたら一気に市域全域にというふうには考えているんですが、予算の絡みとかいろいろあってなかなかうまく進まないんですが、とにかく来年度は、少し拡大が出来るようにということで、今予算を要求させて頂いておりますので、またはっきり決まりましたら報告をさせて頂きたいと思います。
議長	是非よろしくお願いします。では松村委員お願いします。
松村委員	お世話になります。自閉スペクトラム症協会の松村です。この事業については親の会としても非常に活動の推移を注意深く感じているところです。南区の動きは連携が深まっていったり、支援の方々のスキル、専門性の向上等が増えていくのは、とても親としてもありがたいと思っております。一方で今、市の方から話が合ったように、予算とか、体制とかいろいろな問題も一方であるかと思えます。我々親の立場、支援を受ける立場としても、ただ受けるということだけではなくて、いろいろな形で親として一緒になって強化に何か貢献出来る部分があるのではないかと、その辺りは逆に我々親の会にも言ってもらって親として動ける所は動いていくという事で、より密接な関係作りが出来ればと思っております。その辺りは予算も関係なく、動ける親たちはどんどん動いていきたいと思っている所でもございます。是非色々な意味で情報交流、連携を考えさせて頂ければありがたいと思っておりますので、お声掛けを頂ければありがたいです。よろしくお願いします。
議長	建設的なご意見ありがとうございます。本当に社会資源の不足と言うところでは、様々な団体の連携と言うのが一番大切になってくるんじゃないかと思っておりますので、是非お互いに利用し合うと言うのはおかしいですけども、社会資源の不足ないし整備していく前の段階として様々な関係機関の連携ということでよろしくお願いしたいと思います。西委員お願いします。
西委員	私も親として松村さんと同じように参加できれば是非参加させていただきたいと思いました。それと子ども部会を担当しているものとして今、地域資源の確保ということで、自分の事業所が強みとしている精神障がいの方の相談支援事業所、あるいは、私共のように知的障がいを得意としている事業所というのが、点々とありますけども、相談支援事業所の強みというのは、保護者の方は全然ご存知ないし相談支援事業所も新しい所だとどこがいいのか、まず市役所にお母さん方が相談なさっていても、お近くを探してください

	いと言われる場合があるんですね。そうなってくると受け入れる側としても、そこは私どもは強みがないのと言う感じで、次を紹介されたりとか、たらい回しという事もありえます。精神障がいを得意としている事業所が何区に何件あるのか、自分の住んでいる場所から30分以内に相談に行ける場所があるのか、親御さんはご存知ないと思います。地図を広げて、赤ぽつで抑えるとか、放課後等デイサービスとか児童発達支援にしてもたくさんの事業所があるけれども、うちから遠いのか近いのかも分からないまま選ばれていたり、自分でこういうところを強化してもらいたいからと思うんだけど、なかなか相談支援事業所で分かってもらえず、適当なところを紹介されて行ってみただけちょっとなところもあったりしますので、そういう意味で、相談支援部会でももう少し特徴や地域的なことも検証に乗せて地図化するというのも一つ大事な事かなというふうに思います。先日のこども部会にも出ましたが、放課後等デイサービスの併用をされる方も増えています。毎日どこか違うところに通われると言う極端な方もいらっしゃるって、本来ならば毎日通って本人のいい所を伸ばすというのが、有効かなと思うんですけど、市として、例えば2つまでにしようという制約が出来るのか、出来ないのか。国の政策として不可能なのか、市としての許可を制限するとか、そういうところもこれから考えていかなくはないのではと思っています。放課後等デイサービスが急激に増えましたので、これから充実させていくと言う意味でも、いい事業所は残す、そうでない所は機能強化事業で指導して頂くような、これから充実期を迎えるにあたって、もう少し考えるべき点が出て来たんじゃないかなと思っています。以上です。
議長	ありがとうございます。放課後等デイサービスの問題は昨今出てきて、質の問題等がかなり言われるようになったんですけども、事務局の方から何かありますか。
事務局	まず国策として、身近なところで適切な療育ということで進められて来ました。2つ目標があって、1つは受け入れの量の拡大、それから質の確保という部分がりました。量については規制緩和によりどんどん参入が進められて、その結果ものすごい勢いで増えていきました。ところがあまりにも増え過ぎたので、質の確保が全然追いついていきませんでした。本当に多様な業種からの参入がありましたので、何をやっていいかわからないというのが、沢山あるように聞いております。そこで、こちらから出向いて行って少し内情を見せて頂くということで、南区で機能強化事業を始め、色々ないい意見が出ていて聞いておりますので、これを市域全域に広げていながら全体のレベルアップを図りながら、どこにいても安心していけるという様な状態を作っていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

議長	それともう一つ西委員からありましたように、一見して場所がわかるようなものを、ホームページに載せるとかいう案はないでしょうか。
事務局	K P 5000 がそこを担われているという事を聞いています。そのためには、きちんと情報を入れたり、更新をしたりという作業が必要になってきます。多くの事業所に登録を進めて行って頂く様な事も一つの有効な方法じゃないのかなと思っております。よろしくお願いいたします。
議長	併用の制限とかを、青天井状態なので、それが出来るかできないか。
事務局	その部分は、我々がここに行きなさい、あそこに行きなさいという時代ではない、そこは自由に、いわゆる契約の状態、自由な選択の元に今行かれてるんで、規制はなかなか今のところは難しいと考えております。
議長	一応、規制はできないという事なんですけど。やはり先程西委員がおっしゃった様に、毎日違う事業所に通うことになると、その子の状態というのが週に1回しか見れなくなります。やはり障がいがある子どもさんは、結構変化がある時があるんですよね。そういう意味でも、なるべく同じところに行かれた方がいいと言うのはあると思います。それこそ今から機能強化事業がありますので、放課後等デイサービスの職員さん達になるべく同じ方達の受け入れで、様子を見てより成長を促していくという取り組みが出来るように指導して頂けたらと思います。
事務局	周りからの評判がいいと、どうしてもそちらの方に集中していかれる傾向があって、そうすると受け入れがなかなか難しくなって、毎日行かれてた方が、3日になり2日になり、1日になった。じゃあ、他の事業所に行かなきゃ仕方がないという状態が今あると思んですね。だから、先程も申し上げましたように、この機能強化事業を通じながら、どこにでも安心して行けるという状態を目指して市域全域に拡大して行ける様に取り組んで参りたいと思います。
秋成委員	ちょっと話がずれますが、児童を持つお母さんから、行政書類とか申請書類が、母親の私でも作成が大変であるという意見がありました。同じようなものは統一や簡略化するとか、発達障がいの子供が大きくなったときにでも、自分で申請できるような書式にしてもらえないだろうかという事をこういう場で言ってくれと、お母さん方からお願いされましたので、ご検討のほうよろしくお願いいたします。
議長	まさしくこういう声がこの障がい者自立支援協議会で協議される場だと思います。こういう声が相談支援事業所に上がってきているんですよ、というのをあげていただいて、それを検討して頂くという共有の場が障がい者自立支援協議会の役割だと思います。事務局の方もどうぞよろしくお願いいたします。

清田委員	看護協会です。専門性の偏りという課題のところで、看護師の配置が少ないために、医療的ケアが必要な児童がなかなか利用できないと言ったお話があったんですが、その看護師の配置が少ないというのは、事業所に看護師を配置するという規定がなくて、事業所自体に看護師がいらっしゃらないのか、それとも、欲しいんだけども就職してくれる看護師さんがいらっしゃらないのか、看護師をどうやって確保していったらいいか方法が分からないのか、その辺を教えてくださいんですけど。
山田美輝委員	事業所側に具体的な理由はお尋ねしていないんですけれども、こういった活動の特色があるから、こういう事をしたいといった方が押し寄せる中で、そこにたまたまいた看護師さんがするというよりは、受け入れ態勢を作るために、最初から整えられているところの方が多いかと思います。最近では重症心身障がい児のお子さんというよりは、発達障がいのお子さんや、知的障がいのあるお子さん、運動機能的には歩行も出来るお子さんの中で、胃ろうの対応が必要だったり、SpO2を図らなければいけないケースが出てきているので、週に数日だけ看護師さんを雇用されているというケースがありました。医療的ケアが必要なお子さんを受け入れたいから準備している事業所がそもそも少ない状況です。専門性でいうと、重症心身障がい児への支援のスキルがまだ追いつかなくて、結果的に発達障がいのお子さんを受け入れる体制の方が増えていることが現状だと思います。
議長	ありがとうございます。では永井委員お願いします。
永井委員	特別支援学校の進路指導主事連絡会の永井です。課題にあげられてます放課後等デイサービス事業所に対する学校間の対応の格差という事で、具体的にどんなことか教えて頂ければありがたいです。
山田美輝委員	大きく分けると特別支援学校と特別支援学級の対応の差がある所と、通常学級と支援学級との対応の差があるという事がよく話にあがっています。特別支援学校の場合は、支援会議等に放課後等デイサービスの児発管が参加したりということはよく聞くんなんですけれども、支援学級の場合は、なかなか壁があり介入が難しいとおっしゃっています。その辺りは相談支援専門員の力が必要かなと思うんですね。その辺りの繋ぎを事業側だけが要望するのではなくて、相談支援事業所が間に入って放課後等デイサービスの意味合いや、こういった会議の意味を説明して頂くと、そこがよりスムーズにいくという事もあるようです。通常学級のお子さんの場合は、もともと診断がなく通常クラスを利用して、後から診断を受けて放課後等デイサービスを利用するという流れになっていたり、不登校で放課後等デイサービスには行けるが、学校には行けなくて、放課後等デイサービスの方から学校に手立てを伝えるんだけど、なかなか学校側がそこを受け入れてくれなかったりというところ

	を聞きます。 学校の先生によりとか学校によりとかいう話はよく出るんですけども、やっぱり事業所側も自分たちの事業所の意味合いをうまく伝える工夫も必要なのかなと思います。どちら側も必要だと思っています。
永井委員	ありがとうございます。私は熊大附属特別支援学校ですが、やはりほとんどの児童生徒が放課後等デイサービスを放課後に利用させて頂いており、さらに色々な情報交換をすることで、子どもたちの成長に非常に良い効果があるなと感じています。今のお話を聞いて、支援学級や通常学級にいる障がいのある子ども達は、まず先生達に情報がまったく届いていないのが一つあるのではと思っています。支援学校はある程度情報が共有できるんですが、やはり地域の支援学級や通常学級が、相談支援事業所を通して先生達に情報が行き届くことがこの課題に対応するポイントかなと感じたところでした。
議長	ありがとうございました。では勝本委員お願いします。
勝本委員	熊本市社会福祉施設連合会の勝本です。先程の西委員の発言の中にありました事業所の併用利用の回数の制限を出来ないかというところの話の流れの中で、議長の方からこの機能強化事業でその辺の回数の指導というの也被われたような気がしましたが、その部分は少し違うのではないかなと思います。先程、課長も言われましたように、この併用利用の背景には、一か所に通いたくても通えないという事情もありますし、それぞれの事業所がそれぞれの多様な特色を持って事業展開されていて、親御さんや子どもさんのニーズで複数利用されている現状もある。やはり、相談支援の中でそのお子さんのトータル的な発達支援で、こういった事業所を組み合わせ利用した方がいいのか、あるいは一か所を継続して利用した方がいいのかその辺は、相談支援のトータルプランの中で相談支援専門員が、十分に本人さんやご家族のニーズ、事業所の数や受け入れ体制、その辺の受け皿の問題はあるにしても、それは相談支援事業所の方でトータルプランを作成してらっしゃいます。この機能強化事業が巡回している意味というのは、そういうところではないという事を私は認識しておりますのでちょっと発言させていただきました。
議長	先ほどの私の発言は失言でした。確かに併用回数が多くてという西委員のご意見もよく分かったものですから発言したんですけども、一応計画相談の中でトータルプランを作って相談支援事業所の方達とじっくり話し合われてやられているという事で、そちらの方によろしくお願いします。
松村委員	先程の学校間の格差というところをお伺いしてて、ちょっとわからない所があったので確認も含めてお伺いしたいんですけども、永井委員の方から情報が届いていないんだという事で、ぜひ連携を深めることで情報不足を埋めて

	いきましょうという様なお話しだったと思うんですが、情報が届いていくと現場であたっておられる先生方は有益だという風に感じて頂けるという前提での話の様に聞いたんですけども、支援学級とか普通クラスの中で手のかかるお子さんを見ておられる先生自身、今現時点で、自発的に情報が欲しいという先生方が多くいらっしゃれば、自ずと色々な情報を取りに行こうとされるのではと一方では思うんですよ。親の立場としてはそうしたいんですよ。そういう先生方が子どもたちの身近にいて欲しい。だから、今格差があり壁があり、そういう機能強化事業が進展する中で情報が届きましたと言う時に、「助かった」と情報が使えればいいんですけども、肝心の先生方に、その意識がもし十分でないんだとすると、せっかく仮に情報が届いたとしてもうまく活用して頂けないんじゃないかと、親の若干不安もよぎるんですよ。したがって、この機能強化事業が本当の意味で連携を深め、本当の意味で情報が届いて、これを活用して頂く為には、やはり先生お一人お一人を含めて学校側の中に情報をきちんと使っていくという意識付けというか、それをもっと高めてもらえないだろうか。つまりここで福祉関係の人ばかりがここで話すのでなくて、教育委員会とか福祉村でない人達とも一緒になって、子どもたちを見ていくことの重要性というの、視点もふみながらやっていく必要もあるのではないのかなと感じました。以前も申し上げましたが、これから部活動とかに関しては、いわゆる教員じゃない一般の方々が子どもたちを見ていくことも増えていきますよね。やはり情報を本当にお一人お一人が使っていくという意識付けをもっていて初めて機能強化事業が実のあるものになっていくんじゃないかなと感じたものですから、この協議会からも発信していく、行政を通じて教育委員会や色々な所へも伝えて頂く事を心がけて頂ければ、親としてもありがたいと思っております。
議長	ありがとうございました。では谷口委員お願いします。
谷口委員	相談支援センターきらりの谷口です。1つ事例をちょっと紹介させて頂ければと思うんですけども、今、東区の方では昨年、学校の先生と放課後等デイサービスの意見交換会をさせて頂いております。この企画は私が関わって3年近くになるんですけども、東区発達支援ネットワーク有志一同で集まっている会議がありまして、本当に気持ちのあられる先生たちが、私達から放課後等デイサービスの方達に学校の指導の内容とかを伝えていく活動が出来ないかと言う声がありまして、一昨年から行っております。 その会議で話を聞く場面では、放課後等デイサービスの方も学校の先生方も、お互いがお互いを知らない事が結構多くて、授業の時にはこうしてたんだとか、逆に放課後等デイサービスの方も、こういうふうな流れなんだなという、まずそれぞれの指導のスタンスとか療育のスタンスの内容確認がで

	きたりとか、学校の先生ですとどうしても集団を一つにまとめあげていくという方向性がありますので、そういった方向性のニュアンスの違い、教育のニュアンスの違いだったりとか、療育は個別で入っていかれるところもありますので、そういった温度の違いについて徐々にそれぞれ意見のすり合わせが出来たようになっております。学校を増やしていきながら意見交換会からでも、それぞれ子どもさんを中心に据えてどういう動きが出来るかという場を、我々相談の方、特に委託がそういう場を持つだけでも、だいぶ違ってくるのかなと思っております。
議長	ありがとうございました。各事業所の取り組みとしても様々な取り組みをやられているという事ですので、谷口委員のご意見も参考にして頂きたいという風に思います。他に何かございませんでしょうか。
山田美輝委員	たくさんのご意見ありがとうございました。今お話にあったお互いを知らないという言葉が私の中ではこの1年すごく大きくて、事業所同士もそうですけれども、先程平田委員がお話された様に、相談支援専門員としての役割だったり、事業所それぞれの役割はお互いを知らないがゆえにすごく誤解を生じたり、自ら壁を作ったりという事もありますので、学校や保育所等とも自分達から積極的にコミュニケーションを取れるような関係を作るのがまず最初かなと思っています。機能強化事業の方に多くの方がまずは興味を持って頂けたというところで、色んな方向からご意見も頂いてますので、次年度に繋げていきたいと思えます。ありがとうございました。
議長	ありがとうございました。それでは各部会の報告に移らせていただきます。まず、子ども部会の西委員からお願いします。
西委員	今年度の部会運営ですが、今年度は「教育と福祉の連携」をキーワードに、ミニ研修やテーマに応じて広く参加を呼び掛ける機会を設けて、障がいのある子どもの支援者の連携を深める場とするというのをメインテーマとしてやってきました。10月からの議題はご覧の通りです。3月27日に「明日から役立つ障がい児・グレーゾーンの子どもに向き合う連携のスタートライン」ということで、支援者向け研修会の開催を予定しております。本来12月くらいに予定していたんですけども、講師の方々のスケジュールをあわせるために、どうしてもこの時期になってしまいまして、大変お忙しい中ではありますが、もしよければご参加いただけたらというふうに思っております。これは支援者や親の会、当事者など様々な立場の方々が登壇なさって、それぞれの立場から連携について感じている事や、今まさにお話して頂いたような家族にお願いしたい事、他の機関にお願いしたい事をテーマに、講演とシンポジウムを行いたいと思っています。グループワークでは、参加者同士での移行期の支援の悩みについての話し合いをしながら「自分たちができるこ

	と、力を貸してほしいこと」などの連携を話し合う予定ということになっております。今年度は事例の検討というのがなかなか出来ませんで、それと同時に過去に事例を出して頂いて、その場では意見を出し合った事柄がありましたけれども、その後どうなったのか検証するというのか、その事例を追う事が出来ないまま終わってしまうという様な事が起きておりますので、来年度に向けて1月2月に行いました部会のメンバーから出されました活動の意見をもとに、ワーキンググループに分けることも視野に入れて、それぞれのグループにまとめた意見をこの本会議にあげて、市の施策に反映出来たらというふうに思っており、次年度に続けていきたいというふうに思っております。
山田浩三委員	いつも大変お世話になっております、就労部会の部会長を務めさせて頂いております山田でございます。着座にて報告させていただきます。 私どもの部会は手持ちの資料の通り、目的としまして、熊本の就労支援の課題とニーズを知り、その解決策をみんなで考え、よりよい就労支援を共に目指そうといったところで、毎月開催しているところでございます。今年度の後半の取り組みにつきましては、資料の方に記載してございます。今年度5つの班の構成で活動を行っているんですけども、後半の方ではやはり、2月27日来週でございますけれども、就労フェアに向けての準備といったところで、各班作業やミニ研修を行って参りました。特に毎年「しごといく」を永井委員の方にリーダーとして活躍して作成して頂いているんですけども、障がい者の方の一般企業の就労を後押しするといった意味で、啓発活動も含めたところでの情報誌も今回で8冊目になりました。大変ありがとうございます。他の班も色々それぞれの班の活動の中で、より良い福祉、教育、医療、行政といったところでみんなの力を合わせながら、もっといい就労支援を行っていこうと活動しているところでございます。特に来週は年に一度の就労フェアで、お配りしているチラシをご覧頂くとお分かりになりますが、今回は午後からで、特に当事者の方が主体となったセミナーをご用意しております。寸劇も含めた面白い内容になっており、参加のお申し込みの方は140名ほどと先程伺いました。とてもたくさんの方が関心を持たれて今回もフェアに参加して頂けることを大変うれしく思っております。またワークライフサポートセンター縁さんであったり、市の障がい保健福祉課の職員様には事務局運営といったところで、日頃から大変お世話になっております。ありがとうございます。改めまして感謝申し上げます。就労部会からの報告は以上でございます。
平田委員	障がい者相談支援センター絆の平田です。相談支援部会の報告をさせていただきます。皆様のお手持ちの資料の11月の欄から見て頂ければと思います。「相談支援専門員とは」～1から振り返る相談支援の在るべき姿～を大きな年間テ

	ーマに掲げて毎月運営をしていきました。運営委員会で企画をして部会を開催するというやり方です。11 月については、グループスーパービジョンという報告会をやっているのと、自立支援協議会の中で地域課題を個別でケースから抽出してという、一連の流れを皆さんに知って頂くということで、きらりの米村さんにご協力頂きまして、お話をさせて頂いているという様な状況です。12 月には第 3 回目のグループスーパービジョンを行いました。前回のご報告の中でも、グループスーパービジョンという事例検討を通して、地域の課題をこの場で報告を差し上げればという事で、ご報告したと思うんですけども、地域課題を抽出するということまでは今回は至れませんでした。厳密に言うと、地域課題自体は出て来たんですけども、その裏付けあたりがなかなか難しいということもあって、今年度はグループスーパービジョンという事例検討の方法に慣れるという事を主眼に置こうという事になりました。次年度は委員の皆様に対して相談支援部会から地域課題のご報告が出来ればと思っております。11 月に関しましては、熊本地震からもうやがて 4 年が経とうとしていますけども、震災・災害時について振り返る機会があった方がいいんじゃないかというご意見が多数あり、こちら市役所の方に大変ご協力を頂きまして、3 つのテーマについてお話を頂いたところです。参加者からも非常に好評で、防災とか震災の対応の方法とかシステムの事が理解出来たという事で、次年度以降もこの基礎的なところを踏まえて、有事の時の障がいをお持ちの方への対応について検討していこうと思っております。2 月につきましては、精神障がい者地域移行支援部会と合同で研修をやらせて頂いております。3 月 17 日の議題としては今年度の振り返りをして、令和 2 年度の事業計画について検討したいと思っております。現時点では、4 月の部会の方は年度替わりという事もありますので、企画の方に注力して、部会を行わずに、来年度から毎月実施するべきかどうかも踏まえて、3 月に検討して 4 月以降にあてたいと思っております。相談支援部会からは以上です。
谷口委員	精神障がい者地域移行支援部会の報告をさせていただきます。私どもの部会の方は、今年度は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）のサービス利用促進という事で、これまで様々な活動を行って参りました。11 月から、熊本県全体で地域移行支援研修がございまして、これは各圏域、熊本市各区のそれぞれの来年度の動き、いわゆるロードマップ作りをするような会議になっております。こちらの方で各区の動きを、それぞれの地域の中にいる支援者の方でお話をしているという状況になっております。そして 2 月は相談支援部会との合同部会をさせて頂きました。これまでサービス利用促進、この地域移行・地域定着というサービスに関しては、なかなか具体的なサービス利用内容や形が見えにくくなっておりましたので、具体的にこのケースに携

	わった支援者、病院の P S W、相談支援専門員が壇上に立ちまして、それぞれの流れで説明を入れさせて頂きました。この中で特に長期入院の方に関しては、例えば入院が 20 年とか 30 年になる方が精神科にはまだたくさんいらっしゃいますので、そういった方々が年月を取り戻して地域で楽しく暮らしていますというのを見て頂けましたので、おそらくサービスに関しても、とても興味を持っていただけたんじゃないかという風に思います。 地域移行支援の部会については来年度から少し形を変えていこうと思っております。内容としましてはこれまで部会の方が毎月 1 回研修、意見交換会、各区の事例検討会を交えた形で集まっていたましたが、それぞれの区が顔の見える関係の中でチームとなって、地域の中で実際動く時間に使って頂きたいという思いがありましたので、部会の回数を減らし、各区の地域のネットワーク会議の方に力を入れていきたいと思っております。それぞれ各区の地域の状況というのもございますので、それぞれ区の精神障がいの方に関わる支援者の方に会議の回数等はお任せして、それぞれ地域の中で目標を立てた内容で活動して頂ければと、この様な形に変えさせて頂いております。実質、会議の回数もこの形にすると減ってきますので、時間の効率化も図れます。そして、この活動を通して区から抽出された課題を協議会に出して頂きたいと言う事も私ども訴えておりますので、来年度は直接課題の提案等も増えてくるかと思えます。私からは以上になります。
議長	ありがとうございます。以上各部会から報告して頂きましたが、皆さんの方から何か質問等ございませんでしょうか。各部会それぞれに熱心に開催されているという事がよく分かりました。個別支援事例等の検討を関係機関が集まってすると言うのが、この協議会の趣旨になっているかと思いますが、限られた時間では各事業所の困難事例はなかなか出せない、検討は出来ないという事で、部会を設置したという経緯があります。この部会の方で様々な地域ごとの検討とか、相談支援部会での困難事例を含めて検討して頂き、そこで出た課題をのせるという事で、今までやって来たつもりですけども、そういう意味では各部会の成果の中で出て来た困難事例をここで協議しなければならないという事が出てきたら、ぜひ上げて頂きたいと思えます。これまでも運営委員会を出して頂いて、今報告がありました様に、今回は抽出出来なかったけれども、次年度からはそういう風なこともやっていきたいという部会の話もありましたので、是非そういう方向で協議会の方も持っていきたいと思っております。よろしいでしょうか。
議長	次に委託相談支援事業所からの報告をお願いします。
谷口委員	相談支援機能強化員会議の報告をさせて頂きます。10 月から 2 月まで、様々な立場の方々とそれぞれの連携に対するすり合わせをさせて頂いたり、特に 1

	月後半からは児童虐待のケースの事例検討することが多くありました。裏面を見て頂きますと、ネットワーク会議もそれぞれ各区のタイムリーな支援者、例えば介護支援専門員とか障がい者雇用に関する部分や、地域包括ケアシステムなど、様々なところで意見交換会と関係作りを行っています。 今回、協議会で提案させて頂きたい事項がありますけどよろしいでしょうか。虐待ケースの事例検討を1月から2月までさせて頂いてるんですが、私達、障がい者（児）支援では、虐待事例に遭遇する場面が非常に多くなってきています。その中で私達が遭遇するネグレクトや直接的な暴力など色々なケースがありますが、いわゆる連携に関して、少しご協議頂きたいと思います。私達福祉分野の相談員としましては、生活視点、福祉視点、社会視点と色々あるんですけども、行政の児童相談所の方は児童福祉法からの視点というところで、いわゆるその間に死角が出来ている状況があって、我々の視点としては非常に困難性が有ると言う風な事例の見え方があります。行政の方からすると、分かっているけれどもなかなか入れないケースがあったり、その間で困ってらっしゃるお子さんたちの状況が沢山ありまして、今後、新しい形の連携も少し進めていく必要があるのではなかろうかと思います。数日前、東京の方でも児童相談所の対応の話があったんですけど、まさに福祉と行政との間、あるいは福祉の見え方の部分で非常に死角があると感じております。どちらでもなかなかタッチできない場面がありますので、今後そういった新しい連携の形について協議を始めていきたいなと思っております。様々な関係機関の方が来られていますので、ご意見を頂けるならという事でよろしくお願い致します。
議長	虐待は社会問題になっていますが、何かご意見ございませんでしょうか。
山田美輝委員	私の経験上の話で言うと、どこまで話していい範囲かというのが難しいのですが、行政との連携という点では限りがあると感じています。直接支援する私達の立場と、私たちの施設の中での現場と、園長・主任との連携というところもあるんですけど、そこと相談支援との連携と、あと行政の保健師さんとの連携というところの連携の取りにくさは常々感じています。具体例はあんまり出せないのので申し訳ないです。
勝本委員	谷口委員が具体的にどういったところで上手く噛み合わなさを感じてらっしゃるのかを、もう少し具体的にお聞かせ頂くといいのかなと思ったんですが。
谷口委員	発言内容が虐待ケース（個人情報）のため議事録より削除
勝本委員	ありがとうございました。済生会なでしこ園の立場からの発言にはなりますが、そういった連携の難しさというのはすごく感じているところです。当園で経験した連携の難しさというのは、なでしこ園と通常は子ども園を利用

	されているお子さんについて、子ども園と該当区の保健子ども課、児童相談所、区役所との連携ができていなかったと事例を経験した事がありましたので、谷口さんがおっしゃってる連携の難しさとか、色んな温度差があるんじゃないかというのが、どういうところにあったのかなというのでお聞きしましたが、これについては是非議長の方から行政の方にもお聞き頂けたらと思いますが
議長	行政の方いかがでしょうか。よろしくお願いします。
児童相談所	いつもお世話になっております。連携という事については今もお話が出ていました通り、児童相談所と各区役所の保健子ども課になると思いますけれども、そちらとの連携というところも今課題になっており、来年度以降、区役所と児童相談所の役割分担や連携の在り方というところも市として取り組んでいこうと考えております。ご提案があった中でも連携が上手くいってないというところがどういうところなのかと思ひまして、今回は障がいをお持ちの子どもさんというのがあると思うんですけども、児童相談所としましては、障がいがあっても無くても、虐待の対応をしております。通告に関しましては福祉に関わらない一般の方も通告の義務があります。日々いろんなご相談がある中で、相談があったら必ず私たちは安否確認をして事実確認というふうに動いていくことが基本になっておりますけれども、なかなか皆様から見て動いてもらえてないなという感じがあったり、各区役所と児童相談所の動きがまちまちだと感じるところがあるのかなと感じているところです。今、既存の連携というところで行くと、要保護児童地域対策協議会があるかと思ひます。連携というところで行くと、それがネットワークというところで今既存の物かと思ひます。今後については先程あったような区役所と児童相談所の連携、皆様方の様な機関との連携というところをやはり考えていく必要があると思ひますので、こういった形が適切なのか、このような会議を通してであったり、あるいは皆さんの声を聴きながら児童相談所としても考える必要があると思ひますし、熊本市としても考える必要があると思ひます。以上です。
谷口委員	すみません。私が歯切れの悪い感じで言ってしまったのが混乱を招いていますが、判断の違いっていうのが我々福祉側と行政の方々とで違う部分があり、例えば我々ですと、少しネグレクト傾向だなとか、これ以上いくと言葉尻が強くなって暴力に走りそうだなと私たちが感じているところでありまして、当然、行政の方は法律に基づいて動かれると思ひますので、そういう事が起きた後に介入するという開きがあると思うんですね。この辺りを連携で上手く埋められないかがあって、機能強化員会議での事例検討の中でも、それが起きた後で、虐待認定が起きた状況があったらしく、私が直接そのケースに関わっていないもので、

	断言はできないんですけども、事後で虐待介入するのは私たちとしては気持ちがやきもきする場面があったので、今日お話をさせて頂きました。
児童相談所	ありがとうございます。今のお話しでいくと、おそらく最初の虐待の発見や通告に至るまでというところの道筋なのかと思います。一番現場に近い所で見られていて、これは子どもの安全安心が保てているのかなという風なところをご心配されているんだと思うんですね。その時は出来れば早く疑いも含めて、虐待は障がい児も障がい者も障がいのない子どもさんも、相談を受けることができますので。事実がどうかというのは必要ないと思いますので、子どもさん大丈夫かなと思った段階でどこかに相談して頂くと言うところがスタートかなと思います。
平田委員	この機能強化員会議に私も参加をされていて、ちょっと補足をさせて頂ければと思います。簡単に申し上げますと、私たち相談支援事業所としては、家庭環境も劣悪で、家に障がいをお持ちのご両親と障がいをお持ちの多数のお子さんが生活してらっしゃる。明らかにネグレクトで、ややもすると身体的虐待が起きるような暴力的なお父様だというご家庭で、児童相談所に相談差し上げましたが、終了しているケースだというご案内があったそうなんですよね。私たちとしては虐待事案ではないだろうか判断して、何度も児童相談所に相談差し上げたみたいですが、取り合ってもらえなかった。それは保健子ども課の仕事ではないかと言われ、保健子ども課にご相談すると、うちの仕事としてはどうだろうかという事で。相談支援専門員としては、どこに相談していいんだろうかという事でやきもきしている。それが今も継続しているという状況だったんですよね。2 か月くらいに亘ってどこに相談したらいいのか、非常に私たちとしても悩んでいるんです。現場で携わっている人からすると、もしも今夜お父さんが子どもさんを叩いてとか何かあった時に、担当の職員は気が気じゃないというところと、警察への要請等も相談支援専門員からしてもいいんでしょうけど、役割としては児童相談所や虐待防止センターからなんだろうと思いますが、結局、相談支援専門員が警察への通報等もしている状況です。私たちも連携をしたいと望んでいますが、具体的ケースをどこの誰にご相談したらいいんだろうというところが行き詰ってしまったという状況だったんです。補足になります。
児童相談所	ご説明ありがとうございます。その件についてはこの会議が終わってから私の方でお話をまず聴かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。相談支援事業所と行政との連携という事が浮かび上がって来たように思います。今の事でぜひこれだけは言っておきたい事はありますか。
勝本委員	私も先程お話ししたケースについて、連携の難しさと虐待事案かどうかの把握の部分の感覚の違いについて先ほど少し言われました。うちもまさにそうなんですよね。心理的なものの要素がかなり強くて、それがお子さんに問題となる行動

	として現れるというケースがありました。 発言内容が虐待ケース（個人情報）のため議事録より削除 虐待といえないんじゃないかという様な区役所での最初の見立てがあって、区役所からも児童相談所には連絡をされてなかった。そのあとには連絡されていましたが。先ほどの内容を同じように感じたものですから、少し追加してお話させて頂きました。
議長	ありがとうございます。それぞれの所では起きているけれども、虐待は特にグレーゾーンなところが多いので、どこがどう責任を取ってやっていけばいいのかというのが難しいと思います。やはり今言われているのが、疑いが有ったらすぐに動いて頂きたいというのが切に私たちの思いです。ですから、区役所も児童相談所の方も連携と口では言いますが、なかなか出来ていないところもありますので、お願いしたいと思います。
事務局	障がい保健福祉課からです。当課は障がい者虐待防止センターを運営しております。やはり顔の見える関係というか、法律も児童虐待防止法とか障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、それぞれの決め方、範囲が違いますので、そういう部分をお互い知っていくことが必要だと考えており、区役所と連携する場面を作っていきたいと思っておりますので、今後共よろしく願いいたします。
議長	委員からの取組み紹介に移ります。障がい者自立支援協議会の大きな主旨として関係機関同士の連携強化や情報共有があります。それぞれの委員の皆さまの取組みの報告をお願いしたいと思います。
松村委員	今、お手元に自閉スペクトラム症協会のパンフレットをお配りしていますので、どうぞこれをお持ち帰りいただいて、それぞれの事業所等で多くの方々に読んでいただければと思います。私ども親の会のスローガンは「この街で暮らす、生きる～これからもずっと～」、まさにこのスローガンを会員全てが共有しながら日常の活動を進めています。ずっと連携の話がでていましたが、皆さま方とより一層連携を深めていきたいと思っております。それぞれの親が自分たちのできることをできる範囲で少しずつ取り組んでいるものでございます。個別に関しては、ホームページやチラシ等でお知らせしていきますので、多くの皆さまにご参加いただければと思っております。 毎年4月2日は国連が定めた自閉症啓発デーとなっております。毎年熊本市も含めて行政、当事者、支援団体が一緒になって自閉症啓発デーの企画、取組みを行っております。今お手元にそれに関するいくつかの企画をご紹介します。機会がございましたぜひご参加ください。熊本県自閉スペクトラム症協会が所管するイベントは4月4日にサンロード新市街アーケードで啓発用ポスターを展示したり、施設にご協力いただいて販売をしたり、ステージを作って吹奏楽を演奏していただいたりと多くの皆さんに啓発を進めていきたいと思っております。

	す。
議長	ありがとうございました。沢山の皆さんにご参加いただきたいと思います。 自閉症スペクトラムというのは、新しいということもあるかと思いますが、私がよく紹介するときに東田直樹さんのことをお話します。今や世界的な方ですが、そういうところからも自閉症ってどんな障がいかを調べるところから学生は入っていきます。ぜひこういうイベントも紹介していきたいと思います。
里委員	皆さん、こんにちは。くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁の里です。障害者就業生活支援センターという機関で、厚生労働省の事業です。障がい者の雇用促進を担い、ハローワーク、障害者職業センターと同じく雇用促進法に基づく労働機関になります。熊本県には6センターあります。先ほども言われたように、就労部会の事務局をさせていただいております。縁の沿革としてはこのような感じです。平成25年からは熊本市の委託も受け、くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁と名称変更しております。現在は10名体制となっております。場所は白山通りで分かりやすい場所にあります。障がいのある方の身近な地域において、就業面・生活面の一体的な支援を行う支援機関となっております。一般企業で働きたい障がいのある方等への相談支援や、障がいのある方の雇用に取り組んでいる、又はこれから取り組もうとしている企業の皆さまへの相談支援を行っています。障がいのある方の仕事をしたいという方、仕事全般の相談をお受けしております。詳しい内容はパンフレットに書いてあるとおりです。 もう一つの役割としては、雇用管理に関する事業主への助言です。障がい者雇用率が2.2%にアップしたことで雇用を考えている企業が増えてきている状況です。しかし、雇用率を達成するだけでなく、雇い入れはしたものの、障がいに対する理解が企業内で浸透してない場合も多いので、センターの課題としては、いかに企業へ入って行って支援を行うことかと思います。また、仕事が決まった方々が安心して長く働きつづけられるように、色々な支援をしていかないといけないと考えております。昨年は80の方が企業に就職されましたが、職場定着率は60%ちょっとというところで、全員が長く働きつづけられるよう体制を整えていく必要もあるかと思います。様々な関係機関からご協力をいただいております。縁が単体で支援をすることはありません。連携をとる事業所が多いので、色々勉強しなければいけないところも出てきております。 最近是一般の高校や大学から発達障がいのある方の進路の相談が来ております。在学中の方への個別支援はできない状況ですので、情報提供などを行っております。就職準備が整っている方については、ハローワークでの求職相談などで、就職を決定していきますが、就職後も職場訪問したり、本人さんと電話でのやりとりをしながら、定着支援を行っているところです。

	職業準備が整っていない方については、相談支援事業所にもご協力いただき福祉的就労の事業所のご紹介をしています。この福祉サービスの調整が業務として増えてきています。今年度、熊本市や相談支援センターのご意見もいただいて、業務のすみ分けや役割分担のお話しをさせていただいています。登録の要件も見直して、より一般企業への就労とか企業に対する支援を重視していきたいと思っております。もちろん福祉サービスへの調整のところも協力しながら出来たらいいのかなと思います。3月6日に当センター主催でネットワーク会議を開き、今後のセンターの体制等をご報告する予定としております。
議長	ありがとうございました。3月6日のネットワーク会議にはお誘い合わせて参加いただければと思います。今後もより一層連携のほうを進めていただきたいと思います。 次に次第にはテーマについての協議とあります。今回はテーマを決めずに、それぞれ皆さんの意見交換をすることにしておりましたけれども、時間も押しておりますので、カットさせていただければと思います。 それでは一応議事の1から5までを終了いたしました。マイクは事務局にお返しします。
事務局	ありがとうございました。ここで多門委員から熊本市障がい者自立支援協議会における質問が提出されておりますので、回答させていただきます。
事務局	障がい保健福祉課長の友枝でございます。多門委員からの質問に対して、我々の基本的な考え方をお答えさせていただきます。終わりましたら、皆さまのほうからご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 まず、質問が5項目出ており、質問4にある協議会の開催を市長名で招集したことについては、こちらの完全なミスでございます。申し訳ありませんでした。質問5におきましても、本来であれば皆さまからいただいたアンケートにつきましても、事務局会議で十分に検討し提案をさせていただくというのが正式なんでしょうと思いますが、今回委員名を挙げて提案するという方法をとらせていただいたことも、私どもの配慮が足りておりませんでした。大変申し訳ありません。以後こうしたことがありませんよう取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 次に、議長の役割についてということで、3つの質問をいただいております。障がい者自立支援協議会の設置要綱の中では、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、この協議会を設置すると定められております。そして、本日ここにお集まりの皆さまは第2条に定められている委員として規定がございまして、第10号までに該当される団体の代表としてご参加いただいているとい

	うことでございます。 どなたかが議長をお引き受けいただくわけですが、ここは協議の場ですので、議決等を特に求めるものではありませんので、議長を務められてる方についても、発言を特に制限されるものではないと解釈しております。ただ、多門委員ご指摘のように、議長の役割としてはここに書いてあるとおり、意見がばらついたときにまとめる、会議の目的を全員が忘れないように思い出させる、目標点を意識する、まんべんなく意見を引き出すというところにあり、会長のほうも十分ご認識のうえで運営をされているというふうに認識しております。したがって、十分に意見を引き出すという意味合いにおいて、ご自分の考え方を示していただけるという方法もあると認識しております。特に、日頃運営会議等をお願いしておりますのは、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うためには、今地域がどのような状況にあるのか、どのような困りごとがあるのかということ を明らかにする必要がありますので、そこは相談支援員の皆さんが一番ご存じのところだと思いますので、議長にはそこを十分に引き出していただくような運営方法をお願いしたいと考えております。ここは協議の場でありますので、何かが決まる必要はないと思っています。協議を通じて皆さま方に行動の意識を持っていただくことが一番大事なんだろうと思っています。先ほど平田委員や谷口委員からご発言いただきました。その発言を受けて、ここで何も決まらなくてもそれを持って帰って同じような行動に繋げていただく、あるいは先ほど親の会の立場でのご発言を聞いて、学校の先生や関係の方々を持って帰って行動に繋げていただくということが大事なことで、結果として暮らしよい地域が出来上がっていくということが、この協議会のひとつの意味合いではないかなと思っています。今後も引き続き、委員の皆さまにはご協力いただきますようお願いいたします。
多門委員	今、友枝課長から説明があったとおりで、第2回の協議会そして議事録の見直しについての確認依頼まで、市長印が押されたもので案内がきましたので、これは完全に事務局の失策です。第1回の冒頭で相藤委員が会長に決まったのですから、議長が会議において総括するということになり、あなたが会議の全責任をとるということですから、それを間違えていたということは甚だ遺憾です。私が黙っていたら、第3回の開催通知も市長名で通知があるはずでしたよ。それで、議事録には会長と書いてあるところは議長に手直しされました。今までずっと議長が発言されたところは会長となっていました。実に不思議でしたが、これだけの委員がいながら、誰も指摘しなかったというのが私は甚だ遺憾です。 設置要綱に会議の基本が示してあり、それを議長は遵守していただきたいと思っています。その中で議長の役割として、議長は進行役であって意見を述べる仕事が仕事ではございません。議長の役目であるならば、個人の意見を述べる必要はあ

	りません。今、言われたように皆さんの意見が間違っただけの方に向いているときには修正しなければいけません。私どもは学園大学の学生ではありません。先ほど述べられたように、市長から認められた委員で各分野のプロパーなんです。あなたが結論を作るから他の意見が出ないんです。難しいから協議しているんです。中身については、事務局に説明を求めればよいんです。そこは今まで完全に間違えていましたから、正してください。今度の4月以降3回の協議会が予定されていますが、そこで間違っていたら私は議長不信任を提出します。そういうつもりで私は今回意見を申し上げました。困っている障がい者がなんとか生きていけるために一生懸命会議に参加しているんです。あなた方はやってあげる立場ですが、僕は4万人の障がい者に代わって発言しています。そのことは肝に銘じてください。よろしくお願いします。
会長	多門委員のご意見、ありがとうございます。確かに私は間違っていたかもしれません。私自身議長であります。一応会長というところもありましたので、関係意見が出た時に、私の意見として発言させていただきました。私も他の委員会等に参加しますが、会長が議長を務めるということになっております。議長だから何も意見を言わなくていいというのは、私個人としては腑に落ちなかったのです。会議の際にも会長は見解を述べられます。「次どうぞ、次どうぞ」と進行するのが議長なのかという疑問は私の中にあります。ですから、多門委員が言われたところは肝に銘じて、これからは務めさせていただきたいと思いますが、そういうところはお汲み取りいただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。
多門委員	この設置要綱が不備なんです。議長は総括するとは書いてありません。一般常識で議長と云ったら、自分の意見を述べるものではないと思います。いろいろ調べても、議長が発言するというようなことは書いてありません。自分の意見を言いたいのであれば議長を降りた後におしゃべりになるか、もしくは座長としてすればいいんですよ。議長だから個人的意見を発言するとおかしいんです。そこは区別しないと。提案のところまで全部議事となっているんですよ。検討会で協議することは議事ではありません。だからこの設置要綱は不備なんです。不備であれば改正してください。不備のままやるから、私たちが終わったときにもやもやして、今日の会議は何だったんだろうという気持ちが残るんです。本当に障がい者のために思って、障がい者自立支援協議会として役目を果たすならば設置要綱も検討してください。 それから会議の回数が4回から3回になりました。私の提案ですが、午後2時半から4時半までの2時間ですが、午後1時半から3時間やっても私には困りません。誰のために午後2時半にしたのか。法律で障がい者自立支援協議会を作ることになっているのですから、委員の出席に合わせて時間を設定する必要

	はありません。出席できる人が代表になればいいんです。最初は、施設で働いている人が出席しやすい時間ということでの時間設定だったと記憶しております。そのあたりもどうぞよろしくお願いいたします。
事務局	私たちは、いつも障がい者自立支援協議会がよりよい協議ができる場になればと考えておりますので、他の委員の皆さまも今後も遠慮なく、もっとこうしたほうがいいのかというご意見を出していただければと思います。私どもは真摯に対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	事務局より連絡させていただきます。次回令和2年度第1回の障がい者自立支援協議会は5月22日（金）となっております。これをもちまして、令和元年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を終了いたします。長時間に亘るご審議ありがとうございました。